

## 工事成績採点の審査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

(担当係長等)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e				
2. 施工状況	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている				
		「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none"> <li>現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。</li> <li>隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルがなく工事を完成させた。</li> <li>地元及び関係機関との調整を積極的に行い、トラブルもなく、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</li> <li>配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。</li> <li>工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li>工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</li> <li>その他( )</li> </ul> 詳細評価内容:  評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c				<ul style="list-style-type: none"> <li>工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</li> <li>受注者の責によるトラブルが発生した。</li> </ul> 上記該当であれば …………… d	<ul style="list-style-type: none"> <li>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> <li>受注者の責による重大なトラブルが発生した。</li> </ul> 上記該当であれば …………… e			
						<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th style="padding: 2px;">評価する項目数</th> <th style="padding: 2px;">評 価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									
2. 施工状況	III. 安全対策	<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> やや劣っている	<input type="checkbox"/> 劣っている				
		「評価対象項目」 <ul style="list-style-type: none"> <li>建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。</li> <li>安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。</li> <li>安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。</li> <li>安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。</li> <li>同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。</li> <li>安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</li> <li>その他( )</li> </ul> 詳細評価内容:  評価項目の該当 4項目以上…………… a 評価項目の該当 3項目 …………… b 評価項目の該当 2項目以下…………… c				<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</li> <li>受注者の責によるトラブルが発生した。</li> </ul> 上記該当であれば …………… d	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</li> <li>受注者の責による重大なトラブルが発生した。</li> </ul> 上記該当であれば …………… e			
						<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th style="padding: 2px;">評価する項目数</th> <th style="padding: 2px;">評 価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価する項目数	評 価									
0	c									

※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

(担当係長等)

【記入方法】 評価する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

考査項目	細 別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</li> <li>・ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</li> <li>・ 3.その他</li> </ul> ( )	(1. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口径φ500mm以上の上水道管工事(耐震継手のダクタイル鋳鉄管又は溶接鋼管)</li> <li>・ 工事全体において3m以上の開削を行う上水道管工事</li> <li>・ 土被りが3m以上、延長6mを超える下越りする上水道管工事</li> <li>・ 一級河川において河川幅概ね15mを超える水管橋工事(橋梁添架工事は除く)</li> <li>・ 導・送・配水幹線における不断水工事</li> </ul> (2. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導・送・配水幹線における更生工事</li> <li>・ 導・送・配水幹線における断水工事</li> <li>・ シールド及び推進工法等による上水道管工事</li> <li>・ 小ブロックに大きな影響を及ぼす工事</li> </ul> (3. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事</li> <li>・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事</li> <li>・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</li> </ul>	
		評点 0 点	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</li> <li>・ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</li> <li>・ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</li> <li>・ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事</li> <li>・ 8.緊急時に対応が特に必要な工事</li> <li>・ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事</li> <li>・ 10.その他</li> </ul> ( )	(4. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</li> <li>・ 市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事</li> <li>・ 試掘などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</li> </ul> (5. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他埋設の移設及び地下破壊構造物の撤去等が、工程に大きく影響(工期延長等)した工事</li> <li>・ 他事業体との競合工事、又は他事業体からの移設依頼工事</li> <li>・ 配水管断水工事が3回以上の工事、又は断水戸数が50戸以上の工事</li> <li>・ 断水工事日の調整が難しく、施工工程に大きく影響(工期延長等)した工事</li> <li>・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</li> </ul> (6. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺住民等に対する振動・騒音に配慮した夜間工事</li> </ul> (7. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事</li> <li>・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事</li> <li>・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</li> </ul> (8. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事</li> </ul> (9. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業現場が広範囲に分布している工事</li> </ul> (10. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事</li> <li>・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</li> </ul>
		評点 0 点	III 厳しい自然・地盤条件への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</li> <li>・ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</li> <li>・ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</li> <li>・ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</li> <li>・ 15.その他</li> </ul> ( )	(11. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤改良を実施した工事。</li> </ul> (12. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用した工事</li> <li>・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</li> </ul> (13. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</li> <li>・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事</li> <li>・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事</li> </ul> (14. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> (15. について) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事</li> <li>・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> </ul>
		評点 0 点	IV 長期工事における安全確保への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</li> <li>※但し、「7.法令遵守等」で安全に関する減点があった場合は除く。</li> <li>・ 17.その他</li> </ul> ( )	
		※上記で1項目以上該当するものがあれば4点とする。		
		評点 0 点		
		評点 計 0 点	記述評価 ※「■」を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を記載する。	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

## 工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】 該当する項目の・マークをドロップダウンから、評価すべき項目なら■を選択し、評価すべき項目でない場合又は評価対象外なら・のままとする。

(担当係長等)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c															
		<input type="checkbox"/> 優れている	<input type="checkbox"/> bより優れている	<input type="checkbox"/> やや優れている	<input type="checkbox"/> cより優れている	<input checked="" type="checkbox"/> 他の評価に該当しない															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</li> <li>・ 2. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</li> <li>・ 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</li> <li>・ 4. 定期的に応報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>・ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li>・ 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</li> <li>・ 7. その他( )</li> <li>・ 8. その他(「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成。(本項目は2項目の加点とする。))</li> </ul> <p>詳細評価内容:</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">評価項目の該当 4項目以上……………</td> <td style="width: 20%;">a</td> </tr> <tr> <td>評価項目の該当 3項目 ……………</td> <td>a'</td> </tr> <tr> <td>評価項目の該当 2項目 ……………</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>評価項目の該当 1項目 ……………</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>評価項目の該当 0項目 ……………</td> <td>c</td> </tr> </table> </div>					評価項目の該当 4項目以上……………	a	評価項目の該当 3項目 ……………	a'	評価項目の該当 2項目 ……………	b	評価項目の該当 1項目 ……………	b'	評価項目の該当 0項目 ……………	c	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評価する項目数</td> <td style="padding: 2px;">評 価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">0</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">c</td> </tr> </table>	評価する項目数	評 価	0	c
評価項目の該当 4項目以上……………	a																				
評価項目の該当 3項目 ……………	a'																				
評価項目の該当 2項目 ……………	b																				
評価項目の該当 1項目 ……………	b'																				
評価項目の該当 0項目 ……………	c																				
評価する項目数	評 価																				
0	c																				

- ※1. 担当係長等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
- ※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「担当係長等」との合議をもって行う。
- ※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 工事成績採点の考査項目別運用表(上水道・土木)

【記入方法】該当する項目の・マークをドロップダウンから■を選択する。

(担当係長等)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																						
7. 法令遵守等	措 置 内 容	点 数																					
	・ 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20 点																					
	・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15 点																					
	・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13 点																					
	・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10 点																					
	・ 5. 文書注意相当	- 8 点																					
	・ 6. 口頭注意相当	- 5 点																					
	・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意相当以上の処分がなかった場合等。	- 3 点																					
	・ 8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等。(減点数は、「新潟市水道局建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準」による。)	- 0 点																					
	※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。他工事現場での違反は評価しない。 ※竣工検査当日までの処分内容で評価する。竣工検査日後に処分が出た場合は、検査職員が修正するものとする。																						
① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の【適応事例】で上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名・工期・工事場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人・監理技術者・主任技術者・品質証明員・請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 口頭注意相当未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(監督員・係長等からの文書注意、口頭注意等)は、係長等の評価対象項目である安全対策において減点を行う。 ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書によるものとする。 ⑥ その他の項目を加える場合は、必ず理由を記入する。																							
※【適応事例】については、以下に示す事項とする。																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td>・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。</td></tr> <tr><td>・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)</td></tr> <tr><td>・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</td></tr> <tr><td>・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr><td>・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。</td></tr> <tr><td>・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td>・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。</td></tr> <tr><td>・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td>・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</td></tr> <tr><td>・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。</td></tr> <tr><td>・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</td></tr> <tr><td>・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。</td></tr> <tr><td>・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。</td></tr> <tr><td>・ 21 その他(理由: )</td></tr> </table>			・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。	・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。	・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。	・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)	・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。	・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。	・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。	・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。	・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。	・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。	・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。	・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。	・ 21 その他(理由: )
・ 1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																							
・ 2 承諾なしに権利義務等について第三者譲渡又は承継を行った。																							
・ 3 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																							
・ 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																							
・ 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。																							
・ 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等)																							
・ 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																							
・ 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																							
・ 9 監督又は検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。又は、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																							
・ 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																							
・ 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。																							
・ 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員・準構成員・企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																							
・ 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は、暴力団対策法第9条に記載されている砂利・防音シート・軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																							
・ 14 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。																							
・ 15 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																							
・ 16 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。																							
・ 17 低入コスト調査で虚偽の報告があった。																							
・ 18 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																							
・ 19 受注者の契約の相手方となる下請負人が社会保険等加入義務等の規定に違反している。又は発注者が特別の事情があると認めた場合において、指定する期間内に受注者が書類を提出しなかった。																							
・ 20 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われなかった。																							
・ 21 その他(理由: )																							

■ 該当項目なし